

みんなで作ろう!

茨城に障害のある人の差別をなくす条例

障害者差別解消法が国会で成立し、いよいよ国連の障害者権利条約批准にむけて動き出し、障害のある人を取り巻く環境は新たなステージの扉を開きます。しかしながら、障害者差別解消法は障害者権利条約から見るとまだまだ不十分なものであり、ますます自治体レベルでの障害のある人の差別をなくす条例の整備が重要となっています。今回は、内閣府の障害者制度改革担当室の東室長、JDFの森理事をお招きし、障害者差別解消法の制定経過や法律の内容、条例制定の意義、これからの課題などについてお話しして頂きます。

プログラム ■ 「障害者差別解消法が制定されて」

● 講演 13:30～ 内閣府障害者制度改革担当室長 東俊裕氏

● パネルディスカッション 15:00～ 日本身体障害者団体連合会常務理事 森祐司氏(ほか調整中)



日時 ■ 2013年9月26日(木) 午後1時30分～4時

会場 ■ 水戸市福祉ボランティア会館 (ミオス2F)

住所 : 水戸市赤塚1丁目1番地 電話 : 029-309-5001

定員 ■ 50名程度

資料代 ■ 500円

※ 手話通訳などの情報保障が必要な方は、9/11までにご連絡下さい。

主催 ■ 茨城に障害のある人の権利条例をつくる会

問合せ先 ■ 自立生活センターいろは

茨城県水戸市赤塚1-1970-5 KTM ビル1-B

TEL 029-252-8486 FAX 029-252-8487 MAIL ibajyourei@gmail.com